

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

医療法人真温会

ケアプランとうるう
とうるう訪問看護ステーション
ケアアシスタントとうるう

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

当法人は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる事業所として、感染症及び食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施すると同時に、常日頃からの感染予防に心掛け、感染症が発生した場合には、感染症が拡大しないよう敏速かつ適切な対応に努めます。

そこで、それぞれの事業所における感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本的な考えを理解し、法人全体でこのことに取り組むこととし、本指針を定めます。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的指針

(1) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のために、委員会を設置するなど施設全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応（標準予防策）

①施設内の衛生管理

当法人では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、厨房、食堂、トイレ、汚物処理室などの整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓に心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

②介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗いを徹底し、マスク等を着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では、細心の注意を払うと共に、適切な方法で対処します。また、ご利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、ご利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止を図ります。

(3) 発生時の対応（まん延防止対策）

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、感染症の予防及びまん延防止マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図ります。

①「発生状況の把握」

②「まん延防止のための措置」

③「有症者への対応」

④「関係機関との連携」

⑤「行政機関への報告」

管理者は、次のような場合には、敏速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い、発生時の対応などの指示を仰ぎます。

※報告書式は、都道府県・市町村の指定様式とします。

＜報告が必要な場合＞

- ア. 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が一週間内に2名発生した場合
- イ. 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. ア及びイに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

＜報告する内容＞

- ア. 感染症又は食中毒が疑われるご利用者の人数
- イ. 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ウ. 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

※なお、医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当するご利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行うこととします。

3. 感染症対策委員会の設置

(1) 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、感染症対策委員会を設置します。

(2) 感染症対策委員会の職種ごとの構成員

委員長	管理者
対策担当者	管理者が任命

(3) 感染症対策委員会の開催

委員会は、年に2回以上開催します。その他、必要な場合はその都度開催します。
なお、感染症対策担当者は管理者が任命します。

(4) 感染症対策委員会の主な役割

- ア. 感染症の予防対策及び発生時の対応
- イ. 各マニュアル等の作成
 - ※各感染症の予防及び各感染症対応マニュアル
- ウ. 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- エ. ご利用者及び職員の健康状態の把握と対応策
- オ. 新規ご利用者の感染症の既往確認等
- カ. 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年2回以上）
- キ. 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

(5) 職員の健康管理

- ア. 直接介護に携わる職員は年2回、他職員は年1回の健康診断を実施する。インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職

員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行う。

- イ．職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため、完治までの間、出勤停止等の適切な処置を講じる。

4．感染症・食中毒の予防・まん延防止における各職種の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防、まん延の防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

<管理者>

- (1) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任者
- (2) 感染症発症時の行政報告
- (3) 感染症防止対策委員会の総括責任
- (4) 緊急時連絡体制の整備（行政機関、施設、業者等）

<対策対応者・その他職員>

- (1) 医師、協力病院との連携の強化
- (2) ケアの基本手順の教育及び周知徹底
- (3) 衛生管理、安全管理の指導
- (4) 外来者への指導
- (5) 予防対策への啓発活動
- (6) 早期発見、早期予防の取り組み
- (7) 経過記録の整備
- (8) 職員への教育
- (9) 医師、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策の強化
- (10) 緊急時連絡体制の整備（行政機関、施設、家族）
- (11) 発生時及びまん延防止の対応と指示
- (12) 経過記録の整備
- (13) ご家族への対応（連絡等）
- (14) 各職種別教育
- (15) 各マニュアルに沿ったケアの確立
- (16) 事務職員、看護職員、介護職員との連携
- (17) ご利用者の状態把握
- (18) 衛生管理の徹底
- (19) 経過記録の整備

5. 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

委員会は全ての職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図ると共に、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り、職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回以上の実施）
- (2) 新任者に対する感染症対策研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

6. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、だれでも自由に施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

附 則

この規程は、2025 年（令和 7 年）1 月 1 日から施行する。